## 『第3次綾部市人権教育・啓発推進計画「人権かがやきプラン」(案)』に対する 意見の内容と市の考え方について

第3次綾部市人権教育・啓発推進計画「人権かがやきプラン」(案) についてご意見を募集したところ、1名の方から10件のご意見をいただきました。

いただいたご意見の内容とこれに対する市の考え方を公表いたします。

今回、お寄せいただきましたご意見につきましては、計画策定等の参考とさせていただくとと もに、今後の施策にも参考とさせていただきます。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。

- (1) パブリックコメントの実施方法
  - 募集期間:令和2年1月10日(金)~令和2年1月22日(水)
  - ・告知方法:市公式ホームページに掲載・情報公開コーナー・人権推進課で閲覧
  - ・提出方法:持参・郵送・ファックス・電子メール
- (2) パブリックコメントの結果
  - •10件(1人)
- (3) 提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方別紙のとおり

## 『第3次綾部市人権教育・啓発推進計画「人権かがやきプラン」(案)』に対する意見の内容と市の考え方

No.	項目	提出意見(要旨)	意見に対する市の考え方
1-1	計画策定の 趣旨 (P4~5)	本計画の柱である人権研修会について、なぜ開催方法 を工夫するなど研修会への参加を促進する取組が必要 であるのか、意味がわからない。	人権研修会は、差別解消のための効果的な施策であり、人権意識を根付かせるために、より多くの市民の方に参加いただけるよう、さらに開催方法等の工夫が必要と考えています。
1-2	計画策定の 趣旨 (P4~5)	市民を対象とし、公民館等で行われる人権研修会・講演会は、人権問題の知識の習得と問題解決の糸口となる効果的な施策と考えるが、実態は、「自治会役員」など地域の顔役が受講し、研修・講習会等の情報が地域に伝達されていないなど施策の趣旨に沿ったものとはなっていないのではないか。 研修等が形骸化し、人権問題に対する市民の心理が他人事になると研修会等はむしろ逆効果。そのような実態をも踏まえ、研修会等の運営改善を第2次計画見直しの背景の一つとして盛り込むとともに、第3章の人権教育・啓発の推進施策に反映してほしい。	ご指摘いただきました内容は、「計画策定の趣旨」の中で見直しの背景の一つとして示しています。また、第3章第1節の「地域社会における推進」の中で、地域社会における人権教育・啓発の推進施策として、市民が参加しやすい、市民ニーズに応じた講演会の開催や人権に関する講座等の実施について記述しています。人権研修・講演会の取組が、人権問題の知識の習得や問題解決の糸口となる効果的な施策となるよう努めます。
1-3	計画策定の 趣旨 (P4~5)	第2次計画見直しの背景として、同和問題(部落差別)、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人などのほか、情報化の進展で価値観の多様化等の存在を掲げているが、言葉が簡潔に過ぎるので、内容がわかるように丁寧に記述してほしい。また、そのような視点から、計画全体にわたり、言葉の見直し(書き足し)をしてほしい。	しており、記述している個別の人権問題については、 国・京都府と同様の表記としています。なお、個別の課 題等については、第3章第3節の「課題別施策の推進」
2	あらゆる場に おける人権教 育・啓発の推進 (P14~22)	「あらゆる場における人権教育・啓発の推進」について、「現状と課題」、「施策の方向」が示されているが、課題提起が不十分かつ第2次計画の実績の評価分析結果が示されておらず、市民が施策継続の適否や施策の方向性を検証するデータがない。評価分析データを資料編に添付するなどその開示について工夫してほしい。また、施策の方向性の検討に当たっては、当該施策に対する綾部市の課題認識を明確に記述してほしい。	〇年度に実施した二度の市民調査の結果を分析し、本市が推進してきた人権教育・啓発の取組成果を検証のうえ、「現状と課題」及び「施策の方向」を示しています。

0 4			ナナの京菜 A 炊っ エロについては、「炊 O b t レ マー
3-1	女性の人権問 題 (P31~35)	綾部市の審議会等さまざまな決定の場への女性の参画状況について、あいプランの目標である男女ともに40%に対して、平成30年度時点では30%となっており、さしたる進展とはいえない。その理由とともに、実態に即した記述に改めるべきである。	本市の審議会等の委員については、「第3次あいプラン」(計画期間: 平成23年度~令和2年度の10年間)の目標値40%を達成できるよう委員の選定時に配慮しているところですが、平成30年度時点では30%となっており、目標値には達していません。理由の一つとして、関係団体等の代表者など役職を指名して任命する委員が多い中で、団体等の役職に女性が選出されていないことが考えられます。地域の団体等の中でも女性が役職として活躍できるよう、計画期間終了まで引き続き、目標の達成に向けて、市民への啓発に努めます。
3-2	女性の人権問題 (P31~35) 障害のある人 の人権問題 (P42~46)	綾部市における管理職に占める女性の割合や障害者雇用率はどのように推移しているのか。また、女性の管理職への登用や障害者雇用等々に係る施策などまず、綾部市が範を示すことが効果的と思うので、本計画に綾部市の目標値を示してほしい。	本市の管理職への女性職員登用率については、平成27年に策定した「綾部市特定事業主行動計画」において、目標値20%以上と掲げており、「女性の人権問題」の中で示しています。推移については、「第3次あいプラン」の始期である平成23年度には10.91%であった女性職員登用率が、平成29年度には20.31%と目標を達成し、以降、毎年目標を達成しているところです。 なお、「綾部市特定事業主行動計画」が綾部市役所の女性職員登用率等の目標値を示した計画であることがわかるように、「綾部市特定事業主行動計画」について、用語解説を付け加えます。 また、「障害者雇用促進法」に基づく、本市の障害者法定雇用率の目標値については、「障害のある人の人権問題」の用語解説に記載しています。推移については、平成29年は2.45%、平成30年は2.45%、令和元年は1.86%となっており、今後、目標値の達成に向け、関係機関と連携する中で、計画的な採用に努めます。
4-1	人権教育・啓発 の推進を図る 施策の推進 (P14~59)	第3章の「人権教育・啓発の推進を図る施策の推進」は、本計画案の心臓部に当たり、データに白地がなく施策の全容が開示されたことは計画の公平性、公正性の観点からもよい計画案と思う。 しかしながら、章全体特に、第3節は重要と思うが施策の新規、継続の記述がなくかつ、目標が設定されていないものが多い。施策の新規、継続の別を明記し、すべての施策に数値目標、もしくは定性的指標を設定するなど施策の評価について客観的で透明性の高いものにするとともに、設定した数値目標の根拠を明らかにしておくべきである。 また、綾部市の現行の各種計画における数値目標は、「綾部市第5次総合計画」に基づき策定されているものと思うが、施策評価の基礎となる事業評価は、施策を構成する事業ごとに行うべきものである。第3章の数値目標の設定につき、施策に係る設定拡大とそれを構成する事業ごとの数値目標を設定してほしい。	また、設定した数値目標については、第2次計画期間 中の実績に基づき設定しています。 ご指摘いただきました内容は、ご意見として承りま

## 同和問題(部落 人権侵害に対する人権擁護への対応について、綾部市 本市においては、お問い合わせの事案は発生していま 差別) せん。また、関係機関で単独に処理した事案についての では、人権侵害により京都地方法務局、京都府、警察、 (P30) その他の関係機関と協力して処理した事案の類型別件 情報もありません。 数はどのようになっているのか。それら関係機関で単独 人権侵害事象が発生した場合は、京都地方法務局や京 処理した事案について、綾部市とどのような連携が図ら 都府、関係機関等と情報共有などの連携を図り、適切な 対応を行います。また、関係者に対し、同和問題(部落 れているのか。 差別)に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活 また、Uターン等によって地域の住環境が大きく変わ りつつある中、生活様式の違いや地域慣行に対する考え 動に努めます。 方の違いから新旧住民間が対立し、村八分や暴力事件に 至ったところも全国的にはあるようだが、このように地 域に問題を抱え、人権侵害が生じている場合、地域住民 等関係者に対する法務局の措置によって住みよい地域 になる可能性がある。人権侵害事案に対して法務局に申 告するなど、綾部市の啓発事業を強力に推進してほし い。 5-1 子どもの人権 綾部市におけるいじめ対策について、『いじめ防止の 本市では、「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律 問題 対策を実効的に行うため、また、重大事態が発生した場 第71号)」の施行を受け、「綾部市いじめ防止基本方針 (P35~38) (平成26年9月策定・平成30年8月改定)」を策定 合の対応として「綾部市いじめ防止対策推進委員会」を 設置、同時に、いじめ防止等に関する機関及び団体の連 し、その中で、以下のことを重大事態の定義としていま 携を図るために「綾部市いじめ問題対策連絡協議会」を す。 設置し、取り組む』とされているが、重大事態とはどの (重大事態) ような事態を想定されているのか。 ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、 また、個別のいじめ事案に対し、「綾部市いじめ防止 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認 対策推進委員会」ではどのような救済措置が保証される めるとき。 のか。 •いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の 期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い があると認めるとき。 なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合 とは、児童生徒等が自殺を企図した場合、身体に重大 な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場 合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期 間とは年間30日を目安とする。 また、児童生徒等や保護者からいじめにより重大な被 害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重 大事態が発生したものとして取り扱う。 また、「綾部市いじめ防止対策推進委員会」は、「いじ め防止対策推進法」に基づき、弁護士、医師、臨床心理 士、学識経験者で組織し、委員会は毎年開催しています。 委員会では、各学校の取組内容や「いじめアンケート調 査」の結果について、委員からアドバイスをいただき、 いじめ防止の対策に繋げています。 5-2 子どもの人権 いま、綾部市では問題にするようないじめ事案はない 本市では、子どもの実態を把握するため、毎年2回、 市内各小・中学校で「いじめアンケート調査」を実施し 問題 という認識かと思うが、将来おこりうるいじめに対し、 (P35~38) 的確に対応できるシステム(体制)を整えておくことこ ています。児童・生徒には、大切なアンケートであるこ そ市民の願いである。 とを丁寧に指導し、時間を十分に取って、落ち着いた雰 事態への対応を迅速、的確かつ公正に行うために、第 囲気の中で実施しています。実施後、すぐにアンケート 三者を構成員とする委員会等を常設機関として存知し を集約し、「いやな思いをしたことがある」と答えた児

		ておくことこそ重要であり、多くの市民が求めていることである。	童・生徒全員に対して、休み時間や放課後の時間を利用し、教諭が面談をした上で詳しい聞き取りを行い、早期対応に努めています。さらに、3ヶ月後、アンケートの追跡調査を実施し、フォローを行っています。 「いじめは決して許されない人権侵害」であり、学校・地域社会・家庭が緊密に連携し、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を推進します。
6-1	高齢者の人権 問題 (P39~41)	近時、高齢者に対する虐待やオレオレ詐欺など人権に関わる事件が毎日のように発生しているが、綾部市においても高齢者の人権問題は例外ではなく解決すべき喫緊の課題である。地域において、高齢者が互いに支えあい、尊厳をもって生きていくうえで「老人クラブ」は貴重な存在である。本計画案に記述されている高齢者の活動支援の内容や総合的な高齢者対策等について、具体の施策を計上してほしい。	本市では、高齢者の活動支援や総合的な高齢者対策の 推進について、「綾部市高齢者保健福祉計画」を策定し、 この計画に基づき、取組を進めています。 また、地域において、「綾部市老人クラブ連合会」では、公式ワナゲの普及や子供の見守り、独居高齢者の声かけなど健康増進活動や社会奉仕活動に取り組まれ、これらの活動は、高齢者の社会参加を促進し、仲間づくりや生きがいづくり、健康長寿に寄与しています。超高齢社会の中で「老人クラブ」の果たす役割は大きいものと本市でも認識しており、「綾部市高齢者保健福祉計画」や毎年度の予算に基づき活動の支援に努めています。 なお、上記計画は、市ホームページに掲載しています。
6-2	高齢者の人権 問題 (P39~41)	綾部市域における老人クラブ数、組織率(対自治会数) 及び休眠ないし廃止に至ったクラブ数 (過去3年間)、 廃止等に至った原因を教えてほしい。また高齢者の人権 保護の観点から「老人クラブ」の再構築について綾部市 の基本的な考え方を教えてほしい。	「綾部市老人クラブ連合会」に加盟している老人クラブ数及び組織率(対自治会数)の推移は、H29 年度 63 クラブ、33.2%、H30 年度 60 クラブ、31.6%、H31 年度 57 クラブ、29.8%(市老連非加盟、自治連非加盟は含まず)となっています。 「老人クラブ」の廃止に至る原因としては、役員や世話役のなり手がないことや、60歳を過ぎても仕事を継続されるため、新入会員が少ないことなどが考えられます。 このため、「老人クラブ」の中には、複数の自治会にまたがるものや、「綾部市老人クラブ連合会」では今年度から個人会員制度を開始されるなど、組織の存続に向け取り組まれています。 本市では、今後も「綾部市老人クラブ連合会」の自主性を尊重するとともに、連携を図りながら支援に努めます。
7-1	障害のある人 の人権問題 (P42~46)	行政、市民が一体となって、障害者の社会参加を支援し、就労や買い物、散策などができる環境を整えるべきことは、住みよい綾部市を構築する上でも重要なことである。公共施設におけるエレベータや段差解消のためのスロープ、点字ブロック、障害者トイレの設置等支援対策が積極的に講じられるようになってから40年以上経過したが、市本庁や出先機関等の庁舎、図書館、公民館、公園など公共施設について、スロープ等施設別の整備率及び中長期の整備計画の有無を教えてほしい。なお、整備計画がある場合、本計画にその目標等を示してほしい。	公共施設のバリアフリー化について、平成7年以降に 建設されたものについては、「京都府福祉のまちづくり 条例」に基づき、点字ブロックを設置したり、それ以前 の建物についても、市庁舎のようにエレベータを設置す るなど必要に応じて利用しやすい環境づくりに努めて いるところです。 なお、本市では施設ごとの整備率について把握してい ません。また、本市におけるバリアフリー化に特化した 整備計画はありません。

7-2 障害のある人 虚待の防止の記述について、わかりづらい。 また、近い将来、超高齢化社会を迎え、綾部市におい り、当事者や関係者からの通報を受理する でも認知症等を患う者も多くなるとみられるので、虐待 防止の啓発月間を設けるなどして官民一体となって本 施策を推進してほしい。 虚待の事実が確認されれば「京都府障害 利擁護支援センター」や関係する生活支援 祉事業所等と連携し解決に当たります。 具体的には必要に応じて当事者を施設したり、成年後見制度の申し立てをするな たり、その後も本人の希望する生活に戻れ	と速やかに当 必要に応じて 諸者・高齢者権 をセンター、福
的な支援をしていきます。 また、障害のある人や高齢者の虐待に関 因を低減させるために、通報義務の浸透、 上、障害や認知症等に対する正しい理解等 展開するとともに、地域や事業所、施設等 に努めます。 なお、ご指摘いただきました「虐待の防 ついては、「『障害者虐待防止法』に基づき 及び虐待を受けた障害のある人に対する びに擁護者に対して支援を行います。虐待 場合には関係機関との連携により、当事者 後見審判請求を行うなど、適切な措置を実 に改めます。	はあように継続はまするリスク要権利意識の向いる発活動をはいの記述には、との連携強化が発見された。 では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この
	*************
8 外国籍等の人 綾部市においては人口の高齢化によって農業、医療、 外国人の受け入れについては、具体的な の人 佐見野 制造業部関係の労働力不足が顕著になりつつあり、外国 でいませんが、続望市内の在位外国人が戦	
の人権問題 製造業部門等の労働力不足が顕著になりつつあり、外国 でいませんが、綾部市内の在住外国人が増 (P46~49) 人研修者の受け入れが喫緊の課題と思われる。 30 年 12 月末現在=424 人、令和元年	
(ア40°49)   人間10号17人にが映系の課題と思われる。   30 年 12 月末現住 424 人、中和九年   綾部市では、計画期間中にどの程度、外国人を受け入   =471 人)にある中で、今後も同様の傾	
れ、その支援等経費としてどの程度の予算を見込んでいと考えています。	5.5 ( 00)
るのか。またそれら支援事業は直営か、入札等による委現在、在住外国人への支援策として、綾	部国際交流協
託なのか、教えてほしい。 会に日本語教室の開催・相談業務を委託す	
記念が別、教えてはひい。	る形で対応し
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投しています。なお、契約方法は単独随意契約	で、令和元年
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投 ています。なお、契約方法は単独随意契約 入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共 度の契約額は年額 108 千円となっていま	で、令和元年で、
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投 入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共 生できるよう広く啓発を行なってほしい。  ています。なお、契約方法は単独随意契約 度の契約額は年額 108 千円となっていま ご意見については、今後の参考とさせ	で、令和元年で、
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投 ています。なお、契約方法は単独随意契約 入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共 度の契約額は年額 108 千円となっていま	で、令和元年で、
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投 入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共 生できるよう広く啓発を行なってほしい。  ています。なお、契約方法は単独随意契約 度の契約額は年額 108 千円となっていま ご意見については、今後の参考とさせ	で、令和元年 す。 て <i>いただき</i> ま
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共生できるよう広く啓発を行なってほしい。	で、令和元年 す。 ていただきま
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共生できるよう広く啓発を行なってほしい。	で、令和元年 す。 ていただきま
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共生できるよう広く啓発を行なってほしい。	で、令和元年 す。 ていただきま
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共生できるよう広く啓発を行なってほしい。	で、令和元年 す。 ていただきま る正しい理解 広報紙等を活
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共生できるよう広く啓発を行なってほしい。  「性的指向・性自認に関する啓発の推進」の施策内容を対した。  「を認識を深めるための研修会の関催や市」、 はいます。	で、令和元年です。 ていただきまる正しい理解 広報紙等を活
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共生できるよう広く啓発を行なってほしい。	で、令和元年です。 ていただきまる正しい理解 広報紙等を活 当初、「住民基
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共生できるよう広く啓発を行なってほしい。  「性的指向・性自認に関する啓発の推進」の施策内容を認識を深めるための研修会の開催や市場である。(P51~52)  「行政機関(市)は大量の個人情報を保有しており、「登録型本人通知制度」を導入されたことは評価できるが、転入者の住所氏名等を地元自治会に連絡したことがなかったか、また現状はどのような状にできましたが、個人情報保護の観点からに連絡したことがなかったか、また現状はどのような状にできましたが、個人情報保護の観点から	で、令和元年 す。 ていただきま る正しい理解 広報紙等を活 当初、「住民基・して、原則公 ものと考えら 、昭和 60 年
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共生できるよう広く啓発を行なってほしい。  「性的指向・性自認に関する啓発の推進」の施策内容を製が額は年額108千円となっていまで意見については、今後の参考とさせです。  「性的指向・性自認に関する啓発の推進」の施策内容を製造を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	で、令和元年 す。 ていただきま る正しい理解 広報紙等を活 当初、「住民基・して、原則公 ものと考えら 、昭和 60 年
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共生できるよう広く啓発を行なってほしい。  「性的指向・性自認に関する啓発の推進」の施策内容を製造していて、「多様な性に対すると認識を深めるための研修会の開催や市団を問題(P51~52)  「位機関(市)は大量の個人情報を保有しており、「登録を選が、できましたが、個人情報の保護、会別人のとは、会別のできませる。 と認識を深めるための研修会の開催や市団のできるが、 を表別を関する性ののというとは評価できるが、 を表別したことは評価できるが、 を表別したことがなかったが、また現状はどのような状況が、教えてほしい。 それらの扱いは個人情報の漏えいとみられ、いかなる ました。	で、令和元年です。 ていただきまる正しい理解 広報紙等を活めて、原則とものと考えらい。 はいのと考えらい。 に関われ
いずれにしても貴重な労働力であるとともに、税が投入されることとなるので、市民といがみ合うことなく共生できるよう広く啓発を行なってほしい。  「性的指向・性自認に関する啓発の推進」の施策内容を製ができるといっては、今後の参考とさせずる。  「性的指向・性自認に関する啓発の推進」の施策内容を製造を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	で、令和元年です。 ていただきまる正しい理解広報紙等を活 当初、「住民基当初、「原則公ものと考えらい。 昭和60年 制限が行われ

部市個人情報保護条例」を施行し、法令に基づくもの以外の個人情報や、本人からの請求に基づくもの以外の個人情報の取扱いについて原則非公開とし、個人情報の適正な管理に努めています。

なお、現在、市窓口では、本市への転入・転居により 住所が変更となった方に対して、「異動報告書」という 用紙を案内しています。記入は任意となっており、転 入・転居者が記入された場合は、そのまま自治会にお渡 ししています。このことは、転入・転居される方が一日 も早く地域に馴染んでもらい、スムーズな生活が送れる よう手助けすることを目的としています。

※「異動報告書」の記入内容住所、氏名、本人の他に異動のあった方の人数、世帯主名、報告者氏名(希望項目のみ記入可)